

日医発第 2110 号（地域）

令和 6 年 2 月 2 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴 敏

（公印省略）

医師及び歯科医師の登録済証明書の取扱いについて

今般、厚生労働省医政局医事課長・歯科保健課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

現在、医籍登録後に、希望に応じて「登録済証明書」が発行されています。現行は免許申請時に登録済証明用ハガキを添付し、登録後にハガキにより発行されていますが、3月1日より厚生労働省ホームページ上でオンラインでの発行が可能となります（※免許の申請手続き自体がオンライン化されるわけではありません）。

「医師等免許登録確認システム」 <https://confirmationdt.mhlw.go.jp/>

詳細は別添のリーフレットをご確認いただければと思いますが、厚生労働省において申請書の審査を行った上で籍登録を行うため、3～4月の繁忙期には、本登録完了のメールが届くまでに2か月程度の時間を要する場合もあるとされていることにご留意ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和6年2月28日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課  
厚生労働省医政局歯科保健課

医師及び歯科医師の登録済証明書の取扱いについて（依頼）

平素より医療行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別紙のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長あて周知の協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者への周知についてご協力をお願いいたします。

別紙

医政医発 0228 第 1 号  
医政歯発 0228 第 1 号  
令和 6 年 2 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長  
厚生労働省医政局歯科保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

医師及び歯科医師の登録済証明書の取扱いについて（依頼）

現在、医師及び歯科医師の籍に登録した者であって、就職等で早急に免許証を必要とする者に対しては、登録済証明書を発行しているところです。

例年、3月から5月にかけて申請が集中し、登録済証明書の発行までに時間を要しているため、このたび、資格確認の迅速化を図り、申請者の利便性向上を目的として、申請者が自身の登録済証明書を WEB 上で確認し、印刷するための「医師等免許登録確認システム」(<https://confirmationdt.mhlw.go.jp>)を当省ホームページに設け、令和6年3月1日から稼働する予定としております。登録済証明書の発行については、従来通り葉書による申請も可能です。

つきましては、本システムを積極的に活用し、申請者が就職等の手続きを円滑に実施できるよう、別添1のリーフレット「医師・歯科医師の皆様へ」(※)を作成しましたので、貴管下の関係機関、関係団体等に対し周知方よろしくお願いいたします。なお、本件については、別記、関係団体あてにお知らせしているとともに、免許申請書と配布している「免許申請にかかる留意事項について」(※)に記載していることを申し添えます。

※ 厚生労働省のホームページに掲載しております。

○別添1：「医師・歯科医師の皆様へ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001215312.pdf>

○別添2：「免許申請にかかる留意事項について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000896240.pdf>

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本歯科医師会  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
公益社団法人 全日本病院協会  
公益社団法人 地域医療振興協会  
公益社団法人 全国老人保健施設協会  
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
公益財団法人 全国国民健康保険診療施設協議会  
一般社団法人 日本病院会  
一般社団法人 日本医療法人協会  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
一般社団法人 全国公私病院連盟  
一般社団法人 全国医学部長病院長会議  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会  
国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議  
社会福祉法人 恩賜財団済生会  
社会福祉法人 北海道社会事業協会  
日本赤十字社  
国家公務員共済組合連合会  
全国厚生農業協同組合連合会  
独立行政法人 国立病院機構本部  
国立研究開発法人 国立がん研究センター  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター  
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部  
独立行政法人 労働者健康安全機構本部  
文部科学省高等教育局医学教育課  
文部科学省初等中等教育局  
防衛省人事教育局  
法務省矯正局  
北海道大学医学部  
旭川医科大学医学部  
弘前大学医学部  
東北大学医学部  
秋田大学医学部

山形大学医学部  
筑波大学医学群  
群馬大学医学部  
防衛医科大学校医学教育部  
千葉大学医学部  
東京大学医学部  
東京医科歯科大学学務部教務課  
新潟大学医学部  
富山大学医学部  
金沢大学医薬保健学域医学類  
福井大学医学部  
山梨大学医学部  
信州大学医学部  
岐阜大学医学部  
浜松医科大学医学部  
名古屋大学医学部  
三重大学医学部  
滋賀医科大学医学部  
京都大学医学部  
大阪大学医学部  
神戸大学医学部  
鳥取大学医学部  
島根大学医学部  
岡山大学医学部  
広島大学医学部  
山口大学医学部  
徳島大学医学部  
香川大学医学部  
愛媛大学医学部  
高知大学医学部  
九州大学医学部  
佐賀大学医学部  
長崎大学医学部  
熊本大学医学部  
大分大学医学部  
宮崎大学医学部  
鹿児島大学医学部  
琉球大学医学部  
札幌医科大学医学部

福島県立医科大学医学部  
横浜市立大学医学部  
名古屋市立大学医学部  
京都府立医科大学医学部  
大阪公立大学医学部  
奈良県立医科大学医学部  
和歌山県立医科大学医学部  
岩手医科大学医学部  
東北医科薬科大学医学部  
自治医科大学医学部  
獨協医科大学医学部  
埼玉医科大学医学部  
杏林大学医学部  
慶應義塾大学医学部  
国際医療福祉大学医学部  
順天堂大学医学部  
昭和大学医学部  
帝京大学医学部  
東京医科大学医学部  
東京慈恵会医科大学医学部  
東京女子医科大学医学部  
東邦大学医学部  
日本大学医学部  
日本医科大学医学部  
北里大学医学部  
東海大学医学部  
聖マリアンナ医科大学医学部  
金沢医科大学医学部  
愛知医科大学医学部  
藤田医科大学医学部  
大阪医科薬科大学医学部  
関西医科大学医学部  
近畿大学医学部  
兵庫医科大学医学部  
川崎医科大学医学部  
久留米大学医学部  
福岡大学医学部  
産業医科大学医学部  
北海道大学歯学部

東北大学歯学部  
東京医科歯科大学歯学部  
新潟大学歯学部  
大阪大学歯学部  
岡山大学歯学部  
広島大学歯学部  
徳島大学歯学部  
九州大学歯学部  
長崎大学歯学部  
鹿児島大学歯学部  
九州歯科大学  
北海道医療大学歯学部  
岩手医科大学歯学部  
奥羽大学歯学部  
明海大学歯学部  
日本大学松戸歯学部  
東京歯科大学  
日本歯科大学生命歯学部  
日本大学歯学部  
昭和大学歯学部  
鶴見大学歯学部  
神奈川歯科大学  
日本歯科大学新潟生命歯学部  
松本歯科大学  
愛知学院大学歯学部  
朝日大学歯学部  
大阪歯科大学  
福岡歯科大学

## 医師・歯科医師の皆様へ 登録済証明書をオンラインで受け取れます

- 免許登録後、登録済証明書を受け取れば、免許証を受け取る前であっても、医師・歯科医師として従事できます。
- 登録済証明書は葉書又はオンラインで発行します。
- オンラインの方が、葉書よりも早く受け取ることができます。

### オンライン発行の手続き

先に免許登録申請を行ってください（保健所へ）

厚生労働省で申請内容の確認・籍簿への登録を行います

登録済証明書オンライン発行の申請

①申請サイトはこちら

**医師等免許登録確認システム**  
<https://confirmationdt.mhlw.go.jp>



②申請情報の仮登録

- 該当する申請メニューを選択後、情報を入力する。
  - ・ 免許取得時：「新規申請時」を選択
  - ・ 氏名、本籍地等の変更：「書換申請時」を選択
  - ・ 免許証の亡失、き損：「再交付申請時」を選択

③仮登録完了メールの受信

- 仮登録完了メールに記載されたURLにアクセスする。

④申請情報の本登録

- 仮登録完了メール記載の仮パスワードを入力し、本登録する。
- ※ 仮パスワードの有効時間は、仮登録完了メール受信後30分間です。

厚生労働省で籍簿への登録が完了した後に、本登録完了メールが届きます。  
3～4月の繁忙期には、申請から2ヶ月程度の期間を要する場合があります。

登録済証明書の受取

⑤本登録完了メールの受信

- 申請サイトへ登録されたメールアドレスに、ID・パスワードが記載された本登録完了メールが届きます。
- 本登録完了メールが届かない場合は、申請情報が誤っている可能性があるため、申請サイトのお問合せフォームからご連絡下さい。( [https://confirmationdt.mhlw.go.jp/KIM030\\_01F.aspx](https://confirmationdt.mhlw.go.jp/KIM030_01F.aspx) )

⑥登録済証明書のオンライン発行

- 本登録完了メールに記載されたURL又は「登録済証明書を発行される方はこちら」にアクセスして、本登録完了メールに記載されたID・パスワードを入力して下さい。
- 登録済証明書は5回まで発行できます。5回の発行以降に登録済証明書を発行する場合は、再度の申請が必要です。



## 免許申請にかかる留意事項について

有資格者として業務を行うためには、免許申請を行い、厚生労働省で管理する有資格者の籍（名）簿に登録されることが必要です。国家試験合格後、速やかに免許申請を行ってください。

※免許申請を行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象となります。免許申請後、登録が完了したか否かについては登録済証明書で確認してください。

### 1. 免許申請手続について

- (1) 申請書の記入方法及び手続きは、免許申請書裏面に記載されているので、熟読し誤りのないようにしてください。なお、不備事項がある場合は、免許登録が遅れることがあります。
- (2) 受験地、受験番号が誤って記入されている場合は、免許の登録ができません。合格証書を確認の上、正確に記入してください。

<受験地コード>

北海道	01	東京都	04	石川県	07	香川県	10	沖縄県	13
青森県	02	新潟県	05	大阪府	08	福岡県	11		
宮城県	03	愛知県	06	広島県	09	熊本県	12		

- (3) 免許申請書提出先  
住所地を管轄する保健所（※）に提出してください。（※一部の保健所では受付窓口となっていない場合があるので、住所地の都道府県のHP等で提出先については必ずご確認ください。）  
 免許申請後、免許証を受け取るまでの間に連絡先の変更があった場合は、申請した保健所に届け出てください。
- (4) 添付書類
- ① 診断書 ※所定の用紙を使用すること。
    - ・発行の日から1ヶ月以内のものを添付してください。
    - ・障害の状況や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付（様式不問）も可（提出は任意）。
  - ② 住民票の写し（本籍が記載されかつ、個人番号が記載されていないものに限る。以下同じ。）または戸籍抄（謄）本 ※コピー不可
    - ・発行の日から6ヶ月以内のものを添付してください。
    - ・「出願後の本籍又は氏名の変更の有無」が「有」の場合もしくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本を添付してください。
    - ・外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている次の書類を添付してください。
      - 短期在留者：旅券その他身分を証する書類の写し
      - 中長期在留者、特別永住者：住民票の写し
  - ③ 登録済証明書用はがき（希望される方のみ。詳細については下記2を参照してください。）
  - ④ 国家試験合格後1年以上経過した申請については、現在まで合格職種の業務に従事していない旨の申述書（任意様式）
  - ⑤ 「罰金以上の刑に処せられたことの有無」が「有」の場合、次のa～dの書類を添付してください。
    - a. 罰金以上の刑にかかる判決謄本または略式命令書一式
    - b. 罰金刑については当該罰金にかかる領収証書  
紛失した場合は、検察庁で発行の「罰金納付済証明」又は支払った旨の申述書

〔申述書の記載例：申述書と題し、「〇年〇月、罰金〇万円を納付しましたが、かかる領収証書を紛失しました。署名〕

- c. 略歴書（任意様式）

学歴（高等学校・准看護師養成所等卒業以降）及び職歴を記載したもの

d. 反省文（任意様式）

**※罰金以上の刑に処せられたことが有る場合、通常より審査に時間を要します。**また、審査の結果「免許を与えない」と決定されることがありますが、その場合は申請者宛に厚生労働大臣から通知されることになります。医療機関等に就職している方は雇用元にその旨をお伝えください。

**※下記の場合は、申請書への記入及び前記書類の添付は必要ありません。**

ア) 消滅した刑の場合

- ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したとき。
- ・罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が、罰金以上の刑に処せられないで5年を経過したとき。
- ・刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで2年を経過したとき。
- ・刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したとき。

イ) 交通反則告知書（いわゆる青切符）による反則金の納付の場合

ウ) 復権の効力が発生した場合

- ・罰金刑に処せられた者で、令和元年10月22日付けで公布及び施行された復権令（令和元年政令第131号）により、復権の効力が発生したとき

## 2. 登録済証明書について

免許登録後、免許証が申請者に届くまで2～3ヶ月程度要するので、希望に応じて登録済証明書を発行します。（登録日から一両日中に発行されます。）就職先で求められることがありますので、必要の有無を確認してください。なお、免許申請後に登録済証明書の発行を希望された場合、対応できないことがありますのでご注意ください。

- (1) 所定の登録済証明書用はがきを使用すること。
- (2) 裏面は氏名欄のみ記入すること。
- (3) 必ず63円分の切手を貼付すること。（お急ぎの場合は、通常の切手分に加え速達（260円）分の切手を貼付し、「速達」と朱書きすること。）
- (4) 表面は確実に受取可能な住所、受取人氏名を記入すること。
- (5) 診断書裏面にクリップで留めて提出すること。

登録済証明書についてはオンライン発行も可能です。なお、医師及び歯科医師については、令和6年3月頃から申請の受付を開始する予定です。詳細は、厚生労働省のホームページ（※）をご確認ください。

※ 当該ホームページの URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/shikakushinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shikakushinsei.html)

## 3. 氏名の記載について

- (1) 氏名欄は住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本を参照して記入してください。住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本に記載されている文字で登録を行います。
- (2) 外国籍の方で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字（仮名を含む）を使用した氏名が併記されている方は、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入してください。

## 4. 免許申請等に関する照会について

- (1) 免許申請書の書き方等ご不明な点は、都道府県庁または保健所の担当者に問い合わせてください。
- (2) 登録状況に関する照会は、受験地、受験番号を申し出る必要がありますので、合格証書をお手元にご用意の上、下記の照会先にお問い合わせください。なお、登録番号は回答できませんのでご了承ください。

【提出・照会先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係 TEL03-5253-1111 内線 2577